○国土交通省令第五十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運輸防災調整官） **第十二条の二**　北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の総務部にそれぞれ運輸防災調整官一人を置く。 ２　運輸防災調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。 （地方鉄道再構築推進調整官） **第十三条の二**　地方運輸局鉄道部に、地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。 ２　（略） （自動車技術安全部に置く課等） **第五十四条**　自動車技術安全部に、次に掲げる課を置く。 管理課 整備・保安課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く。） 整備課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。） 保安・環境課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。） 技術課 ２　前項に掲げる課のほか、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の自動車技術安全部に、それぞれ保安・環境調整官一人を置く。 （整備・保安課の所掌事務） **第五十六条**　（略） （削る） （整備課の所掌事務） **第五十七条**　整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　前条第六号及び第七号に掲げる事務 （保安・環境課の所掌事務） **第五十八条**　保安・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第五十六条第一号に掲げる事務 二・三　（略） 四　第五十六条第四号に掲げる事務（整備課の所掌に属するものを除く。） 五　第五十六条第五号、第八号及び第九号に掲げる事務	（新設） （地方鉄道再構築推進調整官） **第十三条の二**　北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。 ２　（略） （自動車技術安全部に置く課等） **第五十四条**　自動車技術安全部に、次に掲げる課を置く。 管理課（四国運輸局を除く。） 整備・保安課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く。） 整備課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。） 保安・環境課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。） 技術課 ２　前項に掲げる課のほか、四国運輸局自動車技術安全部に管理業務調整官一人を、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の自動車技術安全部に、それぞれ保安・環境調整官一人を置く。 （整備・保安課の所掌事務） **第五十六条**　（略） ２　四国運輸局の整備・保安課は、前項に規定する事務のほか、第五十五条各号に掲げる事務（管理業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （整備課の所掌事務） **第五十七条**　整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　前条第一項第六号及び第七号に掲げる事務 （保安・環境課の所掌事務） **第五十八条**　保安・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第五十六条第一項第一号に掲げる事務 二・三　（略） 四　第五十六条第一項第四号に掲げる事務（整備課の所掌に属するものを除く。） 五　第五十六条第一項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務